



「BIS規制」の見直しと銀行の保有株式の取り扱い

現行規制	見直し後の「BIS 規制」(ワーキング・ペーパーの案)		
融資同様 100%のリスクウェイトを適用 (保有額100に対し 最低8の自己資本を要 求) <div style="text-align: center;"> 自己資本 ----- 8% 資産残高 × リスクウェイト </div>	銀行が <u>標準的 手法</u> を 選 択 する 場合	(第2次市中協議案) 現行規制同様100%のリスクウェイトを適用 ベンチャーキャピタルや非上場株式については、各国の 裁量で150%ないしそれ以上のリスクウェイトの適用 も可	開 示 を 通 じ た 市 場 規 律 の 充 実
	銀行が <u>内部 格付 手法</u> を 選 択 する 場合 (注)	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="margin-bottom: 20px;"> <p>新規取得株式</p>  </div> <div> <p>既保有株式</p> <p>10年間の グラント・ファザリング 標準的手法 を適用</p>  </div> </div>	

(注)内部格付手法採用行も、全体の中で比重の小さいポートフォリオについては標準的手法の適用が認められる。
 株式ポートフォリオについては自己資本の10%内に納まる場合には標準的手法の適用可。
 また、ベンチャー企業への出資等、法令上のプログラムに基づく投資についても、自己資本の10%内で標準的手法の適用を認める。